

大蔵委員会議録 第十一号

昭和二十九年二月二十四日(水曜日)

午前十時五十七分開議

出席委員

- 委員長 千葉 三郎君
- 理事 浅香 忠雄君 理事 黒金 泰美君
- 理事 坊 秀男君 理事 山本 勝市君
- 理事 内藤 友明君 理事 久保田 鶴松君
- 理事 井上 良二君

- 宇都宮 徳馬君 大平 正芳君
- 小西 寅松君 島村 一郎君
- 百米地 英俊君 福田 赳夫君
- 藤枝 泉介君 三和 精一君
- 池田 清忠君 福田 繁芳君
- 小川 豊明君 柴田 義男君
- 春日 一幸君 平岡 忠次郎君

出席政府委員

- 大蔵政務次官 植木 庚子郎君
- 大蔵事務官 (主税局長) 渡辺 喜久造君

委員外の出席者

- 大蔵事務官 (主税局長) 塩崎 潤君
- 局税制第二課長 新沢 寧君
- 農林事務官 (食糧庁総務部長) 黒田 久太君
- 専門員 椎木 文也君
- 専門員 黒田 久太君

二月二十四日

委員有田二郎君及び高橋英吉君若任につき、その補欠として堀川恭平君及び三和精一君が議長の指名で委員に選任された。

二月二十三日

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五三三号)

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第五四号)

同日

- 所得税制度改正に関する請願(中村 清君紹介)(第二二〇四号)
- 揮発油税軽減に関する請願(三輪壽 壯君紹介)(第二二三五号)
- 同(長谷川保君紹介)(第二三三六号)
- 同(廣瀬正雄君紹介)(第二三三七号)
- 同(關内正一君紹介)(第二三三八号)
- 同(五十嵐吉藏君紹介)(第二三三九号)
- 同(並木芳雄君紹介)(第二二四〇号)
- 同(高瀬傳君紹介)(第二二四一号)
- 同(大高康君紹介)(第二二四二号)
- 同(加藤精三君紹介)(第二二四三号)
- 同(塩原時三郎君紹介)(第二二四四号)
- 同(池田正之輔君紹介)(第二二四五号)
- 同(亘四郎君紹介)(第二二四六号)
- 化粧品に対する物品税軽減に関する請願(福田繁芳君紹介)(第二二四八号)
- 骨牌税軽減に関する請願(黒金泰美君紹介)(第二二四九号)
- 織物消費税の復活反対に関する請願(宇都宮徳馬君紹介)(第二二五〇号)

織物消費税復活反対の陳情書(長浜 商工会議所会頭岩崎義夫外五名)(第九七九号)

国税における寒冷地控除実施に関する陳情書(北海道商工会議所連合会)

会頭広瀬経一(第九八〇号)

税制調査会の答申に関する陳情書(日本商工会議所会頭藤山愛一郎)(第一〇九号)

寒冷地課税の免除並びに特別控除に関する陳情書(道北商工会議所連合 会長堀末治外一名)(第一〇一〇号)

納税申告手続等に関する陳情書(兵庫 庫庫経営者協会会長手塚敏雄)(第一〇一一号)

公認会計士法の一部改正に関する陳 情書(日本税理士会連合会会長松隈 秀雄)(第一〇一二号)

物品税法の一部を改正する法律案 (内閣提出第二九号)

入場税法案(内閣提出第三〇号)

〇千葉委員長 これより会議を開きま

本日の日程に掲げました所得税法の 一部を改正する法律案外九税法案を一 括議題として質疑を続行いたします。

〇小川(豊)委員 砂糖消費税の問題に 関してお尋ねしたいと思います。今の 日本の有効需要とでもいいますか、こ

とらえるのが、今の需給事情から見ま すとよろしいかと存じますが、大体百 万トンというふうにご考えております。

〇新沢説明員 プラス十六万トン入つ て来るといふふうに予定いたしましたの ですが、それからもう一つは輸入の形態でござい

〇新沢説明員 第一点の有効需要の問 題であります、私たちの見込みとい

〇新沢説明員 第一点の有効需要の問 題であります、私たちの見込みとい

○小川(豊)委員 昨年この委員会であなたの方から、有効需要は七十万トンか八十万トンである、こういう説明を私は聞いて控えてあるのですが、こ

とこれはこれが急に一躍百万トンに上つたということなんです、これはどういふことでそういうふうな需要が上つたか。これはそう増大して来たから上つたといえどもそれまでですけれども、これに対してどういふお考えを持つておられるか、これをお聞きしたい。

いま一つは、砂糖は食糧として輸入されるのではなくて、これは原料で入られて来て、内地で精白するがゆえに生産用原料資材である、こういう御答弁でしたが、この点はそういうふうな解釈してよろしゅうございますか。

○新沢説明員 有効需要の問題でございますが、砂糖の有効需要を的確につかむという事は、いろいろの関係でなかなか困難と思ひますが、最近におきます実際の砂糖の売行き、消費状況等を見まして、大体家庭用といたしまして約四十万トンくらい使われるのではないかと。また業務用といたしましては、業務用として六十万トンくらい

と、大体大ざっぱにわけましてそういう二つのやり方があるわけでございますが、砂糖につきましては、約三分の二くらいになります、リンクとかバターとかいふようなほかの貿易政策との関連におきまして、輸入業者に割当てをするのでございます。残りの約三分の一くらいは、いわゆる実需者割当てと称しまして、実需者という解釈のもとに、精糖業者と再製糖の業者に外貨の割当てしております。その理由は先ほど申し上げました通りに、消費の形態が粗糖のまま使われるというところはほとんど例外的であつて、その大部分が一応精製の過程を経て使われる。そういういたしますと、やはり精製を業とする者に粗糖の輸入の外貨の割当てをするのが一応の筋ではないかという考えで、現在の外貨の割当てが行われているわけでありませぬ。

○小川(豊)委員 有効需要は八十万トンであつたのが百万トンにもふえて来ているのですが、戦前の砂糖の消費量の大体六〇％は粗糖で使われていたものが、今日は一〇〇％精白されているわけですが、この点は先ほどあなた

は、厚生省の方面から、粗糖ではいけない、精製糖で出すべきだという意見があつたから全部精白して出している、こういうお話でしたが、戦前の消費量の六〇％は粗糖または黄ザラで使われていたにかかわらず、今日は全部精白されているわけですか。これは精白されていることはいい悪いの問題ではないのですが、その理由は、衛生関係方面からの注意によつてこうなつて

いるのだ、こういうお話ですが、これは間違ひございませんね。
○新沢説明員 戦前の需要傾向についてのお話が今ございましたが、戦前は台湾という大きな供給源がありましたために、確かにいろいろの糖種がこちらの需要に応じていろいろの形で入つておりました、粗糖という観念で言え

ば、四〇％にはならないかと思ひますが、約三〇％前後は精製度の低い色のついた形で消費されておりました、あとの七〇％くらいは精製糖という形で消費せられたわけでございます。現在は供給地が戦前とかわつておりますために、輸入いたしますとすれば、全然加工されていない粗糖、原糖の形で入つて来るわけでありませぬ。それを使いますについては、これは厚生省とも相談したわけでありませぬ、一応はやはり精製の過程を経て使う方が衛生的にはいいだろうという見解を私も伺つて

いるわけでありませぬ。
○小川(豊)委員 そこで戦前の家庭消費量は大体〇・五斤であつた。今度百万トンもの砂糖が入られた場合に、この戦前の家庭消費量の割合はどういふふうに改善されますか。私が聞くところによると、今度輸入が増大される

にかかわらず、業務用はふえても、家庭消費量の方はむしろ逆に圧迫されるという話でも聞いております。これはわかりませんが、戦前の〇・五斤というものは輸入によつてどういふふう

に改善されて行くか、これをちよつとお尋ねしたい。
○新沢説明員 戦前の一人当り消費量と最近におきます消費量の推移等についてのお問いでございますが、確かにおつしやる通りでございます、ただいま私どもの手元に持つております数字は、砂糖そのままで個人が消費して

おりませぬものと業務用とわけた個人

○小川(豊)委員 ところで国税庁にお尋ねいたしますが、この砂糖の輸入に対する関税は、直接消費するというのですか、直消費と原料糖、こういうふうになつて、直接消費できるような形のもの

○渡辺政府委員 税関は私の方の関係です。お答えいたします。今お話がございましたが、直消費、原料用というものは、おそらく便宜的に使われている用語ではないかと思つております。現在の使用の状況におきまして、今食糧庁の方から御返事申し上げます。通常に雑物の入つた粗糖が多量に消費するのには適當でないものが、ほとんど大部分と言つていいのじやないかと思ひます。戦前でございますと、台湾から入つて参りましたものは、かなり直接消費に使われ得たわけござ

います。最近キューバとか各方面から入つて来ますものは、私どもも精製工場でもちよつと見て参りましたが、非常に雑物が多い。そこでそうした粗糖は大体直接消費しませんが、一応製糖にまわしまして、精製してはいる。従いまして粗糖を精製用、それからそういう必要のない白い砂糖を直消費というふう

にまわしまして、精製してはいる。従いまして粗糖を精製用、それからそういう必要のない白い砂糖を直消費というふう

にまわしまして、精製してはいる。従いまして粗糖を精製用、それからそういう必要のない白い砂糖を直消費というふう

にまわしまして、精製してはいる。従いまして粗糖を精製用、それからそういう必要のない白い砂糖を直消費というふう

にまわしまして、精製してはいる。従いまして粗糖を精製用、それからそういう必要のない白い砂糖を直消費というふう

等で輸入される砂糖は、消費税の値上げが関連してかどうかわかりませんが、今砂糖が非常に暴騰して来ている。ちよつと前は七十円か七十五円でありました。その当時の価格で見ても、このパター、スイッチ等で入れるものは利益が非常に少い、あまり大したもうけはない、ある場合には手一ぱいの場合もあつた、こう見えています。ところが外貨による割当をもらつてやつて行くと、歴大な利益が出るのであつて、十万吨の割当を受けると、関税から力工賃から歩どまりから、そういう一切のものを引いても、ニューヨーク相場との関係が出て来ますけれども、ニューヨークで三セント四四の場合でも、三十三億かの歴大な利益が製糖会社へ与えられることになるわけです。

そこで私がお聞きしなければならぬのは、こういう輸入割当をされていくのがゆえに、十八もの製糖会社は非常に強固な連盟をつくつて、一歩も他のものを入れない。そこで問題が出て来るのです。この関税等においても、要するに粗糖が入れるものは二五%、今長官からお聞きすると、その一つの理由はありますけれども、精白して入れて、直消で入るものは三五だといふことも、製糖会社が輸入するのでなければ、この直消ではとうていそろばんに合わないという形がここにもとられていくのじやないかという、邪推かしらぬが、そういう一つの考え方が出て来る。さらにこういう歴大な利益のある割当であるがゆえに、これをめぐつて非常に運動が行われておることも私どもは聞いておる。そこで十八社とか十九社とか聞いておりますが、こういうものに割当てるのは、聞くところによ

ると、製糖施設によつて五〇%とか四〇%、それから実績では何%、平均割が何%、そういうふうなあなたの方から割当てる一つの基準があるさうですが、それはどういふ基準になつておるか、それをお尋ねしてみたい。

○新沢説明員 たいま行つております割当基準といつたしましては、能力によるウェイトが四〇、輸入実績を五〇、それから実際粗糖を処理した実績を五〇、平等割を一〇というウェイトをかけて、割当をしております。

○小川(○)委員 あなたのお手元に資料があるかわかりませんが、あとで出していただいてもけっこうですが、最近の製糖会社が、盛んにここ一、二年のうちに製糖能力の増大をばかつて来ておるわけなんです。それは、この基準によると能力と実績とが九〇といふものを占めますがゆえに、どうしてもこれにくつつけるために非常に能力を増大して来ている。そういうことで、むしろ私は、日本の製糖能力といふものは、有効需要の百万トンをはるかに突破する製糖能力をさえ備えているのではないか、こういうふうにお思われるわけです。これは今後消費がもつと増大して行けば、それは必要かもしれませんが、問題はそこにあるのではなくて、こういう割当を行つて行くことをめぐつて幾つかのい

やな話を私どもは聞かされておる。例は私は控えてここであげませんが、こういう点が非常にあります。そこで十八社か十九社の製糖会社が最近において能力をどういふふうにか拡充して来ているかというところを、ひとつ出していただきたい。これはおわかりになつておればあとでこれを出していただきたい。

従つてあなたの方から言えば、最近に各社に割当つた二十六年は幾ら、二十七年は幾ら、二十八年は幾らというふうな割当の量をひとつお聞きしたいと思ふ。

○新沢説明員 たいまの各工場別の能力の増加の傾向、並びに二十六年から二十八年までにおける各社別の割当数量、これは後ほど資料としてお手元に差上げます。

○小川(○)委員 そこで、この私の調べた数字に間違いがあるといけませんから、あなたの方から御訂正してもらつていいのですが、外貨の割当によつて三十万吨なりその他が日本へ輸入されていく。これはあるいは二十万吨になつていくかもしれないが、この割当を受けると、一万吨当りにおいて二億七千万から三億三千万程度の歴大な利益が製糖会社に入つて行くような計算が出て来る。この計算のこまかい、何によつて幾ら、何によつて幾らというふうなものは私の方に調査したのがあります。こういう利益が製糖会社と与えられているわけですから、どうも、こういう私の方で今申し上げた数字をあなたの方では肯定されませんか。こういうふうなことは、そういう歴大な利益が製糖会社に落ちるようなことはありませんか、それともありませんか。

○新沢説明員 砂糖の相場の動きを見たりすると、輸入物資であります。関係上、輸入計画がどういふふうになりまつて来るかということによつて非常に大きな動きを示しておるわけがございます。先ほど申し上げましたように、二十七年は八十万トンということにいたしました。二十八年度は百万ト

ン以上のものが入るだろうという計画が発表されたことによりまして、二十八年の四月から六、七月ごろまでは非常に砂糖の相場は低い位置に低迷していただいけよう。しかるに最近いろいろな事情によりまして輸入が思うように入つて参りませんので、それから先行きの外貨事情の不安を懸念いたしましたこと等によりまして、この一月以降急激な砂糖の値上りを示しておるわけでありませぬ。この一月の砂糖の価格と、それから生産原価と申しますか、それを比較いたしますと、非常に利益が出て来るような計算になります。粗糖を入れた方がよろばんがとれるような形でございます。そうして十八社か十九社の製糖会社を保護し、育成して行くのはないかという疑問を抱かざるを得ないのでお尋ねしているのではありません。

○小川(○)委員 承知いたしました。○井上委員 たいま小川君から質問をしていただきました砂糖消費税に關連をして伺うわけですが、ただいまの質疑応答を聞いておりましたが、原料糖で、つまり粗糖で輸入いたしました。これを精製して市販に出す、その間に歴大な利益が製糖会社に落ちておる。この關係を一体どう是正しようとするのか。この問題が解決されない限りは、ただ消費税だけを上げるといふ考え方はおかしいのじやないか。途中で

何ほもうかつておつても、そんなことは政府は知らぬ、こう主税局長はお考へになりますか。

○渡辺政府委員 先ほど来いろ／＼お話をございまして、結局有効需要の問題は、一つは価格の問題と結びついて行くのではないかと、もう一つは、おのずから有効需要は増して参りました。砂糖の値段が比較的安ければ、おのずから有効需要は高くなり、おのずから、同時にその値段が高くなり、おのずから、有効需要は減退して来る。もちろん商品によりましてその程度はいろいろ違ふものもあると思ひます。そこで、今度砂糖消費税を昨年引続きましてさらなる程度上げたいといふたような考へ方が出て参りました。おのずから、現在の値段でございまして、今申しましたような関係もございまして、砂糖の市況はなかく強ひ、相当や高い。多く輸入をしませんと、砂糖会社に対しては利益が相当大きく残るといふような、御議論が出る事態になるわけであり、従ひまして、そうした面につきましても、片方におきまして外貨の関係もありまして、そう砂糖の輸入だけをふやすわけにも行かない。そこで、もう一面考へなければなりません。そこで、もう一面考へなければなりません。この機会に砂糖の消費税をある程度上げることが許されることじやないか、かような考へ方を持ちまして、今御提案を申し上げた次第であります。

○井上委員 砂糖が高糖菓子とかその他嗜好の面に多量に使われておるといふ場合は、あなたの意見も一応成り立つわけであり、ところがこれは、そこに隣に食糧庁の方がおいでになります、御承知の通り現在わが国の食

糧の事情というものは、一箇月、半分米で配給して、あと半分は粉食ということになつておる。しかもその一箇月十五日の米の配給さえ完全に行い得ない情勢にある。しかも十五日の粒食による米の配給の内容を見ておつても、内地米は大都市においてはわずかに一週間かそこらくらいしか配給できない現状にある。そうしますと、粉食及び外米を中心とした食糧が多量の勤労大衆の主食となつておる現在、砂糖というものがいかに重要な食糧化されたものになつておるかということ、あなたお考へになりませんか。砂糖を上げるとは米を上げることと同じことになりませんか。あなたはお考へになりませんか。これをぜいたく品として、輸入抑制の見地からできるだけ使わざぬようにした方がいい。戦時中ならいざ知らず、戦時中に砂糖もなければ塩けもないものを食わしたときならいざ知らず、そうは行きませぬぞ、今

を中心にして一箇月二十日以上は生きて行かなければならぬ勤労大衆にとつては、砂糖の値上げは容易ならぬことである。あなたの方ではタバコでも高級の方に入るから、一箇で五円値上げするといふが、砂糖も一斤で五、六円の値上げになりますよ。どうお考へになりますか。だから私がこの間から申し上げておるように、あなたのもの考へ方はむしろよくちややというもので、ちつとも系統立つてない。もちろんあなたをさそうさせておる自由党もけしからぬが、そんなことできませんといふてはね返さなければいけません。砂糖がいかに国民大衆の生活と切り離すことのできない必需品であるかというこ

とをお考へになつた場合、これを軽々に値上げをするということは、もつてのほかであります。この前も値上げして、また今度も値上げするじやないか。そんなむちやな話がありますか、一体、しかもその裏にある砂糖会社が膨大な利益をあげ、一月以来政府が手をやくごとく砂糖の値は暴騰しておるのではありません。暴騰して利益を得ておるのはだれです。それに何ら政府は手を打たずに、ただ大衆に重税を課して行くというやり方が、妥当なやり方であるとお考へになりますか。そこであなたの方で、どうしても値上げをせよとやる低額所得者にもつと理解できるように説明をしてください。

○渡辺政府委員 砂糖が生活の必需品であるといふことは、私もそのように思つております。ただ現在使われておる砂糖は、先ほど来のお話もございまして、四割が家庭用、六割がいわゆる業務用といふような使用をされておることによりまして、まあ米と同じような意味の必需品といふものが、砂糖そのものをとつて見れば、必需的なものと思ひますが、現在の使用の姿が、全部が全部必需的に使われているかどうかという点につきましては、必ずしもそうでない部分があるのではなからぬかといふふうに思つておられます。砂糖消費税を引上げるにつきましては、結局先ほど申しましたように、価格と有効需要との関係がかなり緊切な姿にある。同時にその価格におきましては、消費税を込めたその姿における価格と、有効需要とが一つの関連を持つておる。従ひまして従来のままの税率にしておいたときの値段に

比べますと、やはりそこに相当大きな有効需要が出て参ります。そこで外貨の関係からしまして、輸入がどうも思はずから値段は上つて参りまして、砂糖会社にかなり大きな利益が出て来るといふ結果になつて来るのではないかと。従ひまして、この機会におきまして、片方で直接税を下げようといふ意味におきまして、砂糖消費税というものである程度上げる。結局それによつておちつく砂糖の値段は、大体そう大きな違ひはないのではないだろうか。そう考へて参りますと、昨年引上げた後ではございしますが、この機会にさらさら砂糖消費税のある程度の引上げを行ひまして、そこに財源を求めるといふことは考へられる筋ではないだろうか、かように考へております。

○井上委員 砂糖の六割は業務用に使つておる、だからあと四割くらいだけ大したことはない。また有効需要がそれだけ多くふえて来てるから、この際輸入抑制の見地からも、砂糖を大切に使う考へ方を持つてもらう必要から、税金によつて値が多少上つても、これはやむを得ない。早くいへば、そういう考へ方なんです。ところが、業務用といふものの内容をもつと検討してみてください。今も小川君から御質問がございしましたが、また、今農林省から発表になつた消費の約四割が個人用で、あと六割は業務用であるといふ実情を、われ／＼がさらに掘り下げて考へる場合、御存じの通り粗糖で外貨で精製しておるわけでは、これを国内で精製しておるわけでは、精製された精白糖よりも、中ざらめの方が有効需

要は大きいのです。少くとも戦前は四、五割が中ざらめで使用されておつたのです。中ざらめ糖を輸入すれば価格は非常に安いのです。また中ざらめでやればそれだけ価格は安く行くわけです。それを中ざらめに精製する方面にはほとんど砂糖の隔当はせず、ことごとく大製糖会社に原糖が割当てられておる。外貨が割当てられておる。そういう事実を隠蔽して、ただ何も知らぬと思つていかげんなことを言つたらあきません。それからまた有効需要がふえて来てる理由は、一つは砂糖の取引による、いわゆる砂糖の相場というものが非常に動かされて、そのために思惑の砂糖がある。そういう関係から、一体百万トンは実際の有効需要かどうか、ということに疑問がある。もし砂糖行政がかくのごとき不健全な状態に動かされ、またこれが毎年々々税の対象になつて来る、しかもそのために中間において莫大な利益を砂糖関係の者が受けるという事実をわれ／＼が見ました場合、いつそのこと外米みたく、政府が外国糖を一手に買いつけて、そしてこれを政府が製糖会社に一定の価格で売り渡す、こういうことにすれば、国庫収入はその面で砂糖消費税を上げるよりも多く利益が上ると私ははらみますが、かようにお考へになりませんか、どうですか。これは食糧庁、及び幸い今大蔵政務次官が参りましたから、大蔵政務次官にお伺ひいたしますが、現在のような砂糖の自由買付制度を許しておいたのでは、いたがらに中間の製糖会社が利益を占めて、国民はこれらの人々のために高い砂糖を買わなければならない。国内産の砂糖は年間わずかに五

万トンくらいしかできませんから、あと八、九十万トンからのものは全部外国から輸入しなければなりません。だから外米と一緒に政府が一手に買い入れて、そして一定の国際価格でこれを製糖会社に売り渡す、払い下げる、そういう処置をとりましますならば、国庫収入は相当大きくなると思いますが、わずかに一斤五円くらいの消費税を上げなくても、そのことによつて利益を得ると思えますが、そうはお考えになりませんか。やはり製糖会社の利益を守るためにはやむを得ないのですか。

○植木政府委員

たゞいまの御質問、途中から承りましたので、あるいは間違つておられるかもしれませんが、一応お答え申し上げます。砂糖の輸入の問題につきまして、現在のように自由放任にしておきよめ、政府が統制して、一手に輸入して、そうしてこれをしかるべき会社に売り渡した方がよくはないかという御質問のように承りました。やはり一つの御見解かと考えますが、政府といたしましては、ただいまのところこれを政府の手によつて一手に輸入する云々の問題については考えられておりません。われ／＼自由党の考え方といたしましては、特殊な場合は除きまして、国際貿易におきましても、国内の一般工業におきましても、なるべく自由に業者の創意くふうを生かして、そうして最も経済が発達して行くようにという考え方をしておりますので、そうしたような意味の統制はする考えがないのでございます。

○井上委員

現に政府は、砂糖相場の急騰に当面して、何とか砂糖の輸入について手を打たなければならぬ、はつきりした統制をしなくては

ある程度の自主統制か何かやらなかつたら、砂糖の相場は安定しない。こういうことを通産省みずからいろいろ御検討されておるようでありませう。現に砂糖行政に手をやいておりますが、御検討されておるようでありませう。しかも現実には十万吨も砂糖を輸入すれば、三億円の利益を上げておるんじゃないか。どうしてそんなにばらばらなことが、国民の生活必需品において行えるのか。そんなばかなことはありませぬよ。それで民生安定の政治といえますか。そんな非常識な話がありますか。物には常識というものがありませんか。営利会社ですから、何も利益を上げるなどは申しませぬ。上げるなどは申さないが、どうしても国民の生活に必要な必需品である限り、その利益に一定限度があるものであります。そういうことを平気で放任しておいて、そうして一方国の財政収入が足らぬからということで、生活必需品たる砂糖の値上げをしようというじやありませんか。税をどうしようというじやありませんか。だから弱い者いじめの政治だと言われるのだ。そういうべらぼうな話はないか。同時にこれと同じ関連性において、たとえば油の輸入関税の問題がある。これは二十八年三月末まで一応保留になつておる。政府は来年度において油の輸入に関税をかける意思がありますか。これもやはりわが国にはほとんど生産されない貴重なものでありませう。これに対しては頭から輸入関税をはずしておるじやありませんか。そうしてこれに対しては、何ら政治的措置を講じていないじやないか。いわゆる生産資本の巨大な資本のためにいろいろ必要な手を講じてお

○植木政府委員

ガソリンの問題につきましては、現在わが国におきましてガソリンの消費の状況を考えてみますと、これにはやはり相当むだな消費の仕方もされておると思ひます。しかしこの問題は、やはり交通その他自動車用、産業用といたしましては、必要なものであり、なるべく現在の制度によつて進んで参りたい、かように思つております。

○井上委員

ちよつと食糧庁の方に伺いたしますが、砂糖相場は一月以来どん／＼上つて、天井知らず、遂に砂糖市場は一時休場しなければならぬところまで行つたのです。それほど砂糖相場は急騰した。かくのごとく相場が天井知らずの高くなつても、食糧庁としては一向国民生活に影響はないとお考えになっておりますか。そうしてそういう高い砂糖にまた税金を追つかけてとつても、これは一向さしつかえな

いとお考えになっておりますか。これはあなたに聞くのはえらいぐあいが悪いだらうけれども、わきに來ておるじよつて、あなたひとつ次官、長官のかわりに話をしてくださう。

○新沢説明員

一月以来、非常に砂糖相場が急騰いたしました。異常な高値を出してありますこと、これは私もよく存じておることで、このような高い値段のままおつてはいけないという点は、痛感いたしました。ただ一月以降現われた相場の急騰は、どういふ原因で現われたかということをお考えますと、いろいろ将来の思惑を申しますか、そういうものが非常に大きな因子をなしているのではないだらうかと思ひます。このままの相場がそのままつと横ばい、あるいは上昇傾向をたどりつ、今後なお長期間続くだらうかということに關しましては、いろいろ御意見もあらうかと思ひますが、必ずしもそうは見られないのではないかと思つておるのでございます。さしたる冷却いたすようにという意味合いにおきまして、今後入つて参ります外貨の割当、あるいは明年度におきます外貨の割当を至急決定いたすことによつて、大分見通しがつきませうれば、この思惑も冷えて来るのではないかと、このことを考へております。またさしたるの措置をいたしましては、政府が持つておられます甜菜糖をできるだけ早い期間に放出いたしました。この異常な空気をやわらげようというふうにお考えにおきまします。消費税との関連におきましては、今申し上げたやうに、必ずしもこの相場は恒久的な意味合いで出現しておるといふふうな

○井上委員

大蔵政務次官の御意見を伺つておると、石油類の輸入関税については現状の政策通り行きたい、こういうお考えである。これはもう一応御検討をお願いしたい。と申しますのは、なるほどこれが生産資材として重要な輸入品であることはよくわかりませう。わかりませうが、このために一国内の石油の状況はどうなつておるのですか。現実には石油の状況というのは、歴大な国家資本を投資しながら、出て来た石油というものは一体どういふ状況にあるのですか。至るところに大きな滞貨がされて、その金融に、また労働関係において、年百年中紛争を起しておるじやないか。いわば石油によるところの有効需要がどん／＼石油の面を侵しておるのであります。国産を愛せよ、外貨は貴重だからできるだけ使わなくして、輸入を抑制して行こうと言つておるときに、現実に行つておるとは、さかさまになつて來ておるじやないですか。そういう事実から考へても、この外国油の輸入について相当の手を考へることは当然であります。またわれ／＼は、生産資材が日本の産業を振興し、輸出を振興して行くといふ線に、国が積極的な手を打つとも、その生産に携はるところの勤労大

衆の生活が、少くともマツチして行かなかつたら何にもなりません。いかに安い油を入れ、いかに近代化された機械を輸入してやろうとしても、それを使いこなすだけの能力と腕を持つた有能な勤労者がおらなかつたら何にもなりません。この有能な技術と能力を持つた勤労者は、その家庭の生活が安定することが一番大切で、その家庭の一番重要な主婦に關連する砂糖の値上げを、内部的に何らの矛盾を解決せず、単に結果的に上げるといふその考え方が、根本的に誤つていますよ。あなたはそのお考えになりませんか。あなたは単に自由放任におませんか。自由放任ではないということ、常にわれわれは聞かされておる。あるものに対しては一定の制限制を加えて行く、そうしなければ正常な經濟運営はできないということ、われわれは聞かされておる。この問題は、現実には食糧の方のお話もありましたように、相場は天井知らず上つており、現にわずか五万トン足らずの政府の手持ち砂糖によつて市場価格を安定させなければならぬという手を打たれておる。この高相場を引下げる手は、外貨の制当をふやして輸入をよけいするか、何かここに手を打たなかつたならば、値段は下つて来ない。だから限られた數量で、限られぬ需要のあるものに対しては、政府が一定のここに輸入の統制を加えて行くということ、当然であります。だからいつそのこと、この際輸入を管理して、政府が一手に買入れるということをやりますならば、相当国庫収入はふえると思はれておる。また油に対しても一定の関税を課しますな

らば——こんな弱い者をいじめつけような、砂糖一斤で五円値上げし、ピーヌ一個五円値上げし、酒一升特級六十円、一級二十五円値上げするといふようなくだらんことをせぬでも、ちやんと大きいところを押さえない。大きいところを押さぬで、貧乏人いじめばかりやつておるじやありませんか。そういうやり方ではとてもあきまへん。だからこの際そういうやり方にかえる意思はありませんか。だから終始一貫してないから、私ははなはだ納得できない。その点ひとつそうあなたも、画の最高責任者として、もう少し広い目を展開してもらつて——われわれも國際收支の均衡をとつて、そのために輸出を大いに振興しよう、輸入を抑制して行くこと、何れも反対しておるのではない。そうやらなければならぬ。しかしそれについては、あなたの方のやつておることはおかしいじやないかというのを言うておるのだから、そこをどう考へて、御答弁願いたい。

○植木政府委員 井上さんの御親切な御忠告よく承ります。よく研究いたします。しかしながらただいまのお話の、たとえば石炭の問題が、もつぱら油の輸入関税を軽減しておる、そのために起つておるような御指摘もございまして、必ずしもそれだけが原因で現在日本内地の石炭が滞貨の山をはなしておるといふようなことになつておるばかりではないと思ひます。もつとも民間の各種の産業において、石炭に対する需要と油に対する需要と、その需要の關係が最近において若干かわつて来ておることは、御指摘の通りであつて、そのために現在のような状態を示しておるものと考へるのであります。また酒の値段とか、あるいはタバコの値段のお話もございしましたが、政府としましては、なるべくその点は大衆の生活に影響が大きく及ばぬようにという建前から、高級の品物について税率を上げる、こういう建前をしておるのであります。間接税でございますから、その点選択消費の余地のございませぬ。従つて国民の皆さんがこういう際に行き得る限り生活の合理化等の見地から、高いタバコをすつておられた方から、高いタバコをすつておられた方も、場合によつてはひとつがまんをして一級下げてのんでいただく。酒の場合もそういうふうな考へていただくようにいたしまして、国全体がこの際しばらくは我慢をしておる。そうしてわが国の国内物価が下るようになり、それによつて日本の貿易が振興するようになり考へておる次第であります。

砂糖の問題もなるほどよく上りまして、非常に悪い影響を及ぼす憂いのあることは御指摘の通りであります。もしこの点がいままでございした状況であり、あるいはこれがさらに長く続いて上へ上つて行くような傾向のある場合には、政府としてはそれに対する施策を十分に考へなければならぬ、かように存する次第であります。○井上委員 もう一点伺いますが、私は政府の施策について、特に税制改革について、単に抽象論的に議論をしておるのじやありません。さきにも申します通り、砂糖というものは今日わが国の食糧構成の上の重要な一要素をなしておる。特に貧乏人は麦を食へない方である人は別だけれども、そういうでない限りは、今日一万円か二万円

くらいの月収の人にとつて、粉食はやむにやまれぬものです。この粉食をすゝめるためにはどうしても砂糖が重要な要素になつて来ておる。だから砂糖は主食であります。この主食を税制改正のたびに改正をして税金をよけいとうとする、そこに問題があることをひとつ十分御検討願ふなければなりません。食べる方では行かれる、すうても行かれる、飲んでも行かれる。きょうは休みだから映画に行こうとすれば、映画でもまた行かれる。一体どこへ行つたらゆつくり遊べるのです。そういうべらぼうなもののお考え方はありませんよ。せめて休みの日に映画でも見た場合、税もとられずゆつくり見られるようにしたらどうです。私どもは何も入場料全体を問題にしては行かぬわけじやない。五百円も千円も出して平気で歌舞伎座に行つたり、外国の有名な人をお呼んで来て見たり、聞いたりしておるような者については、それだけの余裕のある人ですから、お出し願つてもけつこうであるけれども、一べん映画見に行つて四十円出したら、それで二割取上げるなんて、そんなむちやな話糖をねぶれば行くぞ、そんなむちやなことがどこにある。そういうわずかなことはやめて、もつと考へ方をかえれば、税収は他にあるということ、私は特に御検討願ひたい。単に大衆に耐乏を要求するだけでなく、いわゆる裕福な相当物を持つておる人の方にもつとは痛い目をしてもらわぬと、ものほうまは治まりませぬよ。自分の火の粉はできるだけ来ないようにして、相手方ばかり目がけて行くというやり方は、税の上において階級性がないとは言わ

せませぬよ。階級性のはつきり横たわつておることをわれわれは見のがすわけに行きませぬ。そういう点から、主税局の方と政府当局で十分御検討願ひたいと思はれておる。○植木政府委員 今回の奢侈纖維品に対する纖維消費税を時限法にいたしたしたのは、織物消費税の廃止以来しばらく実行しなかつた纖維品に対する課税でございますし、しかも今日の政府の施策が、はたして今考へておられますような施策で一年先へ行つて大体希望のような經濟情勢になるか、二年先へ行つてなるか、經濟界は生きものでございませぬから、なか／＼見通しが困難でございます。纖維品はかりに奢侈品、高級品と申しまして、でき得る

ならば税金なしで行きたいということ
は、お立場上ごもつとも思いますが、
われ／＼もまたそう考えておる次第
であります。従つてこのたび奢侈
的な高級な織維品に課税するといふ
ことにいたしました。でき得るならば
こういう織維品に対するものは時期を
見てやめて行きたいという考えも十分
持つておるのであります。しかしなが
ら今日の情勢においては、他の間接税
と比較いたしますと、その均衡上この
際高級なものには課税して行こう、こ
ういふ決心をいたしましたので、さし
あたり二年間くらいを目途として実行
いたしました。そうしてなおこれを継続
すべきか、廃止すべきかといふこと
は、そのときになつてから十分考慮
したい。かように考えておる次第で
あります。

○井上委員 もう一点。あなたは最近
国会に出て来られたから、あなたにこ
ういふことを言うのははなはだ失礼で
ございますけれども、かつて改進黨と
社会党とで、取引高税というものが
きておつたときに、これは悪税である
として自由党内閣で廃止をしたので
す。そうしてこの間わずか三年かそ
ろしかたつておりませんか。それと税
のとり方はほとんど一緒です。同一の
やり方です。それは国全体の財政収入
が非常に枯渇して、やむにやまれぬ現
状であるといふことを国民がよく理解
をしての上ならば、私もぜひいたくも
にかけることであつて反対をいたしま
せん。ところが世間でこの財政収入を
検討された専門家の意見によると、二
十九年度予算の財政収入の中には、少
くとも四、五百億から六、七百億くら
いの含み財源があるといふことを常々

われ／＼の耳に聞かされております。
またいろいろ出版物にもそれが書か
れております。わずかに八十五億の税源
を新設するために、全国津々浦々に反
対を巻き起させて、このためにどれだ
け多くの冗費を使つておりますか。し
かもこれは二年先になつたらやめるの
じや、そんなたよりない弱腰で、国民
を騒がすようなあほうなことはやめた
らどうや。二年合したところで百六十
億か、百七十億の金や。そんなもの
で、この際国民を騒がしていらぬこと
を言われて、自由党の方もお気の毒に
ずいぶんつきまわされておるのだ。
あつちへ行けば頭をつつかれ、こつち
へ行けば頭をつつかれ、一体何べんぐ
るぐるまわつて来おつたか。しかもそ
の運命はなか／＼たいへんなことにな
つておる。改進黨も日本自由党も両派
社会党も無所属もこれには反対です。
もしこれが否決されたら、一体あなた
はどうするのです。實際をいふとや。
それで、あなたの方でこれをあえて時
限法として出さなければならぬ財政的
な根拠を一応御説明を願いたい。何百
億といふ大きな穴が明いているから、
どうしてもこれによつて埋めなければ
ならぬといふのなら、わかる。だけれ
ども、含みが相当あるといわれておる
じやないか。百億足らずのもので、し
かも徴税費に二、三十億かかりまっし
やる。そうなつて来ると、手取りは一
体何ぼあるか。そうなつて来たら、元
も子もありはせぬ。だからこの際時限
法なんといふことなら、もうこれはお
やめになつた方がいいのじやないか。
もし時限法をやるならば、他のぜいた
く品も、やはり同じように時限法にす
べきだ。それが建前なんです。少くと

も今年新しく物品税をかけるやつも、
ぜいたくでかけると言うておるのだか
ら、そうすべきだ。織物だけをそうす
るといふのは、おかしい。他の業者が
文句を言いますよ。何じや、わしらは
永久にとられるのか、片一方は二、三
年、だからどうしてものさしに合
いません。そういうお考えにはなりませ
んか、どうです。他のぜいたく品との
考え方が合はぬと思ふ。これで私の質
問は一応保留しておきます。

○榎木政府委員 ただいまの御質問の
中で、二年たつたらやめるといふふう
におつしやいましたが、私はそう申し
上げておるのじやございませぬ。二年
たつたら、そのときにさらに検討をし
直して、引続きやるかあるいは二年間
でやめるかは、そのときになつて考
えます。かようなことを申したわけであ
ります。(効力を失うのですよ)と呼
ぶ者あり)ですから、私の申し上げて
いますのは、二年間は効力を持つてい
ます。それから三年目以降については、
そのときになりまして十分検討し直
す、かように申し上げておるのであり
ます。

なお織維品に対する課税の問題で、
他の物品税その他ぜいたく品に対する
ものは時限法ではないのに、これだけ
時限法というのはおかしいじやないか
といふ御質問でございますが、この点
は、先ほど申し上げました通り、他の
立法はすでにできておりました。その
できておる物品税の税率を變更すると
いふような建前に今回の改正案はでき
ております。税法全体の問題につきま
しては、あえて二年先を待たず、一年
一年毎年の税制全般にわたつて十分な検
討は常にいたしておるので、将来この

奢侈品に対する織維課税をどうするか
といふ問題のときには、もちろん他の
物品税に対するものも、それらの間接
税全体にわたつて、また直接税との権
衡等も十二分に検討して、適切に善処
する、かように考えておるのでありま
す。財政全般の問題といたしまして、
われ／＼当局としては、なるべく早く
日本の経済自立態勢がはつきりでき上
つて、税制全般にわたつてもつと税率
を引下げて行くことができる日の来る
のが、少しでも早からんことを考えて
いる次第であります。

○小川(製)委員 関連してちよつ
と……
私は汚職やつちの方に發展させ
ようとして言つておるわけではない
が、米の配給等が非常に制約されてい
る限りにおいて、政府でも食生活の改
善運動を叫んでいる場合において、砂
糖は生活必需品なんです。その輸入
される砂糖が六〇％は業務用、四〇％
が家庭用だといふ、その比率がとれて
いるか、とれないかは別問題とし
て、今度の輸入によつて家庭用はあま
り増大する見込みがないように聞いて
いる。これもあなたの方で検討しなけ
ればならない問題ですが、数字的に非
常に問題が出ておるのには、ニューヨ
ク相場が三セント二五の場合におい
て、一切の経費を引いて、ある相当の
利潤を見て、斤当り五十八円七十四
銭。従つて七十五円の相場で見ても、
十六円二十六銭といふものは、外貨の
割当を受けると黙つてころがつて来る
利益である。これを十万吨とする
と、二十七億九百万円といふ金が十八
の製糖会社に落ちる。それで年間
あなたの方で二十万吨割当てても、

五十何億という利益が製糖会社に与え
られて来る。こういう歴大な利益を製
糖会社に与えつ、なおかつ砂糖の消
費税を上げてまで大衆の生活を圧迫し
ようとするのは、私にはどうも納得
行かない点であります。しかもこの製
糖会社に対して、能力等によつて割当
をやつて行くことも、この製糖会社の
十八社でなければできないといふこと
をきめてやる制度である。それから衛
生上の見地と申すけれども、戦前はほ
んど粗糖あるいは生ざら糖で入つて
来たものが、今度これが急に衛生上精
白しなければならぬといふことで、
百パーセント精白にまわしておるとい
うことも、そういう会社でなければな
らないという理由をつけるためのもの
である。それから関税の問題も、これ
でさえも原糖で入れる場合、直消費
で入れる場合においてそれが違つて行
くといふことから、製糖能力のない会
社は、競争に耐えないようにしてあ
る。かういふふうには衛生上の見地、能
力とか、あるいは関税だといつて、そ
れを要約して行くならば、十八社の製
糖会社に対する保護政策であり、助成
政策である。そういうふうな助成をと
りつつ、一方においてこういう歴大な
利益を製糖会社はあげて、それでなお
かつ消費税をあなたの方でつり上げ
て、大衆生活を圧迫しようといふこと
は、あなたの言われる耐乏生活とはお
よそ意味の違つた問題が出て来る。し
かも貴重な外貨をかういふ方面に使わ
れておる。バターやスイツチで入れ
たところで相場は合つておる。今建て
られておる相場で、バターやスイツ
チで入れられておるものでも、そうな
つておる。外貨の割当をもちつたもの

だけがはみ出して、こういう何十億という利益がそういう会社に与えられておる。従つてそういう会社は、この割当をもらうために猛烈な運動をしておる。そこにいろ／＼不愉快な問題がかもし出されておる。こういうことになつて来ておる。従つて私がぜひ資料として提供してもらいたいのは、十八社の製糖会社の最近における製糖能力、それからどういふ割当をあなたの方で年々されて行つたかという問題を、次の機会に至急資料としてお出し願いたい。

○新沢説明員 わかりました。

○内藤委員 私も資料をひとつお出しただきたい。この法律のけじめをつけなければならぬ時期がだん／＼切迫して来ておりますので、急いで資料を御提出いただきたいと思ひます。その一つは、しやし繊維品の課税に関する法律案に関する資料であります。それは第一条に一、二、三、四、五、六とこう書いてありますが、これはやはりあなたの方でやんとした基礎的な数字があると思ひます。そのひとつは、確かな数字についてお出し願ひたい。こういうことで八十五億が課税になるんだということがよくわかるような、私どもどうもあまりこういう数字のことはよくわからぬですから、よくわかるような親切丁寧な資料をお出しいただきたいと思ひます。それが出て来ませんと審議できませんので、どうかよろしくお願ひいたします。

もう一つは入場税の資料であります。この法律で各府県からどれだけ国に納まるか、それを人口割当てで割当てると、どれだけ割当てて行くか、その差引の関係であります。つまり弱小

県は、これはいいんだという議論があるし、それから富裕県はこれは困るんだという意見がある。来週の月曜日でありますか火曜日でありますか、公述人を呼ぶのですが、富裕県と弱小県と呼ぶことになつておりますので、そういうことに対して、その差引、出入りの関係を私どもよくわきまえておきませんと、いろ／＼な公述を聞きましても、何にもならぬということになるのでありますから、その資料をひとつお出しいただきたい。この二つをお願ひいたします。

○渡辺政府委員 かしこまりました。しかしあとの方の資料であります。収入はその確かな数字は各府県別はむずかしいと思ひますが、過去における各府県の入場税の収入はございますので、これはお出しできると思ひます。

○内藤委員 それはおかしじやないのですか。あなたのところではこれだけ税金が取れるんだという数字が予算には出ています。その基礎というものがなければならぬと思ひます。

○渡辺政府委員 その基礎は、われわれの方は全国的な数字を元にしております。たとえば東京都でもつて幾ら、埼玉県で幾らといつたような数字はちよつと無理だと思つております。しかし要するに今お話の点は、現在の制度のままにおきまして各府県で幾らとれるか、これは見積りができますので、それで御了承願ひします。

○浅香委員 動議を提出いたします。去る二十日日本殖産金庫の不正事件に関連して、大蔵委員長初め大蔵委員が同金庫から献金を受けたという新聞記事が誇大に報道されましたが、こ

れはまったく事実無根であります。この際本委員会は次の決議を行うとともに、右新聞記事の取消し方を各掲載新聞社に要求されんことを望みます。決議の案文を朗読いたします。

日本殖産金庫の不正事件に関連し、大蔵委員長を始め大蔵委員が、同金庫から献金を受けたという新聞記事が報道されているが、右は全く事実無根である。このような虚構記事は、単に当該個人の名誉を毀損するのみならず、大蔵委員会の品位と權威を傷けること甚大である。よつて大蔵委員会は、右記事の即刻取消訂正方を各掲載新聞社に要求するものである。

右決議する。

○千葉委員 ただいまの浅香君の動議のごとく決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○千葉委員 御異議なしと認めます。よつてさうに決定いたしました。なお新聞記事取消し要求の手續等につきましては、委員長並びに理事に御一任を願ひたいと存じます。他に発言がないようでありますから、この程度で散会いたします。午後零時二十五分散会